

# 利用者登録をする際の注意点

## 重要なお知らせ

**!** 副安全運転管理者や準安全運転管理者を選任されている事業所で、電子申請サービスをご利用される場合は、次の点にご注意ください。

- ★ 電子申請サービスを利用する際は、まず、利用者登録をしなければなりません。利用者登録には、利用者ID※（メールアドレス）が必要ですが、**一つの利用者ID（メールアドレス）で複数人の登録はできません。**

※受講者番号ではありません。メール配信の仕様上、1つのID（メールアドレス）で複数人登録した場合は、受講の案内メール等を1名にしか送信できません。その他の方には案内漏れが発生する可能性があります。1人につき1つのID（メールアドレス）での登録をお願いします。

- ★ すでに登録が済んでいる利用者ID（メールアドレス）を使用して登録をしようとすると、このような注意喚起がなされます。



**!** 入力されたメールアドレスは登録済みです。ログインしてから申し込みを行ってください。



## ご対応例

- ☆ 安全運転管理者Aさん、副安全運転管理者Bさんがいる事業所で、事業所のメールアドレス（以下「代表アドレス」という。）が1つしかない場合
  - ☞ Aさんが代表アドレスを使用して利用者登録をすると、Bさんはこの代表アドレスで利用者登録をすることができなくなります。
  - ☞ Bさんが電子申請をしたい場合は、モバイル（スマートフォン等）のメールアドレスを使用するなどして、利用者登録をしてください。
  - ☞ Bさんが代表アドレスを使用できず、モバイルのメールアドレスも使用できない場合（電子申請ができない場合）は、窓口申請をご利用ください。